

Title	社会政策学界大会記事
Sub Title	
Author	
Publisher	三田学会
Publication year	1912
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.6, No.1 (1912. 1) ,p.154- 166
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19120100-0154

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社會政策學會記事

社會政策學會第五回大會は去月二十四日午前九時中央大學大講堂に於て開會したり金井博士司會すべき筈なりしも遅刻したるを以て稻田周之助氏代りて司會者となり法學博士神戸正雄氏金井博士に代りて開會の辭を述べ次で本日討議の問題なる労働保險に關する報告に移り先づ第一に法學博士高野岩三郎氏登壇して大略左の如き報告をせられたり

労働保險を論ずるに當りて吾人は先づ労働保險の意義を明かにせざるべからず労働保險とは單に傷害等に對する保險のみならず總て労働者の就業並に労働者の家族の經濟的存在に對する保險の總稱にして以前は労働と云へば工業労働に限られたるも今は農業運搬業等に從事する労働者にも適用せらるゝのみならず下級の官吏にも適用せらるべきものにて労働保險と云ふよりは寧ろ社會保險と云ふ方が得たるが如し然れども今日に於ても最も重要なものは矢張り工業労働者なるが故に余が本日論ずる所も主として此工業労働者の保險にあり

抑も労働者の有する危険にして保險を要するものは(一)傷害、(二)病氣、(三)廢疾、(四)老衰、(五)死亡、(六)失職なるが之を大別して二となし一は(一)より(五)迄にして之を労働不能と稱し他は(六)即ち失職なり之に對する自救方法として貯蓄なるものありれど此方法は到底不時の災厄に對する方策として不充分なり充分なる救助策は輒ち保險なるが保險に三種あり一は相互的、二は營業的、三は國家若しくは他の公共團體の經營に係るものなり又其方針に二あり一は任意的保險にして他は強制的保險なり而して保險の基礎は保險料の拂込にありて保險料の拂込は被保險者の收入の不斷なることを要するを以て傷害保險の場合に労働者の就業を前提となす故保險料の拂込に差支へを生ずることなし然れども他の場合即ち病氣、廢疾、老衰等の保險は然らず

今保險の手段に關する各國の傾向を觀察するに相互保險並に營業保險等なきにあらざれど國家強制保險は最も流行せるが如し之は労働者の權利が増加したる結果と見做し得るも強制的保險を採用するに至りたる徑路は國に依りて異れり例へば獨逸が國家強制的保險を採用するに至りたる近因は普佛戰爭後人民は自己の權利を自覺するに至りたるを以て社會黨は之を利用して黨勢を擴張せしに政府は百万之に壓迫を加へたるも何等の功を奏せざりしに由り其方針を一變し人民の機嫌を取らんが爲ビスマルクは千八百八十三年に疾病保險を實施したり當時ビスマルクは之を以て社會黨

の勢力を殺がんと計りたるも其後社會黨は益々其勢力を増加したればビスマルクの政策は失敗に終りたるものと謂つべし之に反して英國は十八世中葉以後漸々自然的に發達し來りたる労働者の自助的相互保險を基礎として強制的保險制度を施せるものにして獨逸の制度と歸する所は一なるも其順序に於て大に異なる所あり云ふ迄もなく英國の制度は自然發達を基礎とせるを以て獨逸の制度に優るものなり余は自助的保險を以て最良となし強制的保險を以て無功と看做すものなり國家強制的保險の功力は既に發達せるものを國家的になす爲に用ゆるか又は保險を發達せしむる爲に用ゆるかにあるも國家的労働保險は労働者の倚頼心を増加せしむるの傾向あるを以て此制度の下には眞の國家の發達を期し難し

近時我國に於ても労働保險に關し説を立つ者ありて且つ又小範圍内に於て労働保險なるもの實行されつゝあれど未だ我國の労働者には何等の自助に對する自覺なし而して労働者の自覺的自助を基礎とせざる労働保險は失敗に終らざるを得ざるを以て余は國家的強制保險に對しては尙早論を唱ふるものなり

次に第二の報告者として法學博士桑田熊藏氏登壇して左の如き報告をせられたり

第一報告者の高野氏は災害保險に關し多少誤解し居らるゝ所あるが如し氏は此種の保險は保險料の支拂者たる労働者の就業を前提となす故其基礎鞏固なりと云はれたるも災害保險料は工場主の

負擔となすは最近各國立法の原則にして我國の不完全なる工場法すら其第十五條の規定は此原則に據れり序に我工場法の缺點を擧ぐれば十五條に規定しある被雇人損害賠償の程度を限定せざりしと労働保險を保險會社に依託することを禁ずると(傷害保險は例外)同業雇主間の聯合保險を規定せざりしとあり

労働保險組織の一として營利會社を擧ぐる者ありんも營業保險は一般の労働保險には不可なり其理由は此種の保險は労働者を相手とするものなるを以て事業の基礎頗る鞏固ならざるべからず但し傷害保險は例外なり如何となれば傷害保險料は雇主の負擔なるを以て假令保險會社が破産する等の如きことありとて労働者は何等損害を蒙らざるべし次に保險の手段として同業雇主間の聯合保險を用ゆるも宜し然れども嚴重なる監督を加ふる必要あるべし又官業保險は理想的なるも其發達遲々たり官業保險の長所は保險金を年金として支拂ふ場合に營業會社は信用し難きことあるも政府は年金の支拂を托するに最も便あり又私立労働保險の再保險は官業とせざるべからず労働者救済の計畫としては濟生會の設立を見ても其資金不足せるを以て其救済は最下層の貧民の救助にありて一般労働者の疾病を救済し難し

疾病保險は醫師の派遣其他繁雜なる手数を要するを以て民營官業共に不可なり之には労働者の相互的共濟組合を以て最良の方法とす組合員は自然相互監督をなし虛病等を防ぐに至るべし共濟と

云ふも資本家の補助を受くるも差支なし然れども此種の保險は強制的に非ずして任意的なるを以て最良とす老廢保險も亦相互的任意の共済主義を探るを可とす

第二報告者桑田博士に次で登壇したるは豫定の報告者に非ざる法學博士添田壽一氏にして左の如き飛入演説を試みられたり

前辯士高野桑田兩氏の説と異なり余は強道主義を最良の主義として主張する者より尤も最初より全體の勞働者に之を適用することを望むものならねど先づ工場法を施行する工場に強道的保險を適用し其結果好まれば之を他に及ぼすべしとの意見を有するものなり余が強道主義を唱ふる所以は勞働者は日々の生活に追はれて何等の餘裕なければ保險の必要を自覺する者尠なし之に對して尙早論を唱ふる者あるも工場法に賛成したる者は強道的保險に反對することを得ざるべし又日本には主従親族の關係密接なれば強道的保險は不必要なりと説く者あり我國の主従の關係は美風として保存し度きも親族相倚るの弊風は之を打破せざるべからず又強道保險は勞働者に依頼心を起さしむるものなりとの理由を以て之に反對する者ありと雖も此虞俱は保險料の負擔を勞働者に重くせば之を除去するを得べし余は勞働者の負擔を五割とし雇主の負擔を二割五分とし殘額を政府の負擔となすを以て得策と信す
勞働保險の手段としては官業に若くものなし尤も余は官業萬能

には反對なり政府は利益多き事業は悉く官業となし利益少き事業を民間に委ぬる傾向あるが斯の如き官業政策は全く誤れり政府は宜しく利益多き事業を民間に委ね利益無き事業を官營とすべし余は此意味に於て勞働保險を官業にせんことを主唱するものなり勞働保險を私立會社に許す不得策なるは勞働者の蒙る各種の損害の平均は大規模に非ざれば豫算し難く且つ目下我國の基礎の鞏固なる生命保險會社は三百圓以下の保險契約を結ばずして勞働者に適する小額保險は主として小規模の會社の手に委ねられ居るを以て斯る基礎の鞏固ならざる小會社に勞働保險を許すは危険なり之に反して官營には是等の危険なく且つ保險の支拂の最上策たる年金方法を採用せしめれば是れ共官業に委ねざるを得ず又官營にては政府の補助金を受くるに便宜多し余は政府が勞働保險に補助金を與ふるの義務ありと信するものなり

要するに災害保險には營業官業相互共済を併用し強道的たるべし老廢保險は官業に限り疾病保險は相互共済に任せ兩者とも保險加入は被保險者の隨意とすべし

添田壽一氏の演説の終りたる時は正に正午なりしを以て司會者は休憩を宣告し午後一時再び開會金井博士司會者となり午前の遅刻に對する挨拶を爲し次で中央大學理事奥田義人氏歡迎の辭を述べた

り其れより本會議に移り一時二十五分法學博士粟津清亮氏は第三の報告者として登壇して大略左記の如き報告をせられたり

余は高野博士の勞働保險種類表に尙ほ四種を加へんと欲す即ち(一)出生保險、(二)小兒死去保險、(三)教育結婚保險、及び(四)徵兵保險是也右の中小兒保險、徵兵保險は既に民間營業に依りて經營されつゝあり民業の未だ手を着けざるは病氣、廢疾、失職、寡婦、孤子保險等なり

勞働保險は自助を以て基礎とせざるべからず而して此自助保險の要素は(一)保險の意志、(二)保險料支拂能力なり然るに現今の勞働保險は主として勞働者の救済を目的とせる故保險意志と保險料支拂能力の有無を問はざるも勞働保險は強制せずして自然の發達に任かすを以て理想とす獨逸、奧國、瑞西等は既に國家保險を實施し最近迄獨逸を嗤ひ居たる英國も遂に疾病失職保險を國家的事業となし最も自由を尊ぶ米國に於てすら近來國立保險論漸やく熾ならんとするの傾向あれど此國家的保險の勃興は(一)權威富力に對する反動、(二)勞働効程の増加、(三)民主思想、(四)時代思潮等の結果にして自然の發達に因るものなり

國立保險の反對論としては下の數箇を挙げ得べし(一)加入及組織の強制は自由を妨ぐ、(二)補助は保險の性質を没却し倚頼心を

生ぜしむ、(三)傷害保險料は生産費の一部となり危険少なき製造法に依る製造品の價格をも騰貴せしむる虞あるを以て傷害保險は經濟政策上不合理のものなり、(四)傷害の標準散漫なるを以て被保險者に不公平なり、(五)國庫の負擔を増加す、(六)國家が社會主義を自ら實行するものなり、(七)他に勞働者救護の手段あり

右は國立保險に反對論の一斑なるが今之を我國に適用して下の如き推論を示すを得べし(一)我國の勞働者が救済を要するは事實なるも救済を要する者は豈に獨り勞働者のみならんや、(二)強制保險は日本に於て施行し得るや疑はし、(三)保險料を僱主及び人民全體に負擔せしめ得るや工場法の運命は如何にや、(四)國家は其負擔に堪へ得るや政府には餘裕なし、(五)日本には未だ富の分配甚だしく不均等ならず反つて勞働者に賃金を拂ひ得る金満家を多く作る必要あり、(六)衛生災害豫防等に對する設備を要す、(七)事實上の保險をして既に鐵道院、專賣局及び政府併に私立の大工場に於て不完全ながら多少の設備あり、(七)本年傷害保險會社の設立を見たり

右の事情なるを以て余は敢て官業民業の孰れをも主張するものにはあらざれど我國の状態に適する様自然の發達に任ずるを以て最良の策と信するものなり

粟津博士を以て豫定の報告を完了し(三時十分)是より會員の討議に移り左の諸氏は二十分宛の時

間を以て意見を述べられたり

貯金局長 法學士 下村 宏氏

強制を論ずるに當りて時との關係を無視すべからず強制に反對する労働者あるは事實ならんも不平は世の常なり栗津博士の強制労働保險は我國の財政状態上不可能なりとせられたるも工場法の如きは二十年來主張せられたるものにて漸やく此頃實現せしものなり若し強制保險が吾人の理想に適するものならば宜しく他日其實現を期して今より之を主張すべし任意的保險を主張するものありれど任意保險の解約多きは英國の例に徴するも明かなれば労働保險の目的を遂げるに功力少からん故に労働保險には是非強制主義を採らざるべからず又小額の給料を受くる下級の官公立會社員等も労働者と共に保護すべし添田博士は労働者の倚頼心を防がん爲に労働者の保險料負擔割合を五割とせよと説かれたるも余は之を増して六割若しく七割となす方得策ならんと思ふ

東京高等商業學校教授 商學士 上田貞次郎氏

労働保險の手段としては國家の事業と民業と相互的との三ありて主義としては強制保險と任意的保險の二あれど余は理想として官營を以て最良の手段とし強制保險を以て最良の主義なりと思ふるものなり然れども歐洲各國に於ては既に自助的自覺を有する者

の如何なるものなるやは他日發表すべし

農商務省技師 伊藤萬太郎氏

現今我國に於ける労働者は充分なる賃銀を受取り居らざるを以つて早晩困窮の状態に陥るべし傷害疾病保險料は宜しく資本主に負擔せしむべし余は又日本人には強制的保險を以て最良の方法と信ず堀江博士は各種の危険豫防設備の急務を説かれたるも火災保險が防火設備を促したるが如く労働保險は各種危険豫防設備を促すに至るべし

是れにて二十分演説を終り最後に石川、關の兩氏は五分間宛討論に参加せられたり

東京高等商業學校教授 石川 文吾

日本の現状には強制は必要なり強制は決して永遠に自由を拘束するものに非ずして一時的也以前教育は名實共に強制なりしが今日形式に於てのみ強制なり余の理想とする所は任意保險なるも今日は過渡の時代なれば強制を餘儀なしと爲す者なり

東京高等商業學校 法學博士 關 一氏

傷害に對する賠償は雇主の負擔とし疾病保險は労働者の負擔と

を救済し居るに反し我國の労働者は斯る自覺皆無なるを以て歐洲の強制的保險を採りて直ちに之を我國に施すは如何にや

慶應義塾大學教授 法學博士 堀江歸一氏

強制は自由を拘束するものなりとして強制保險に反對するものありも強制保險は他日労働者が遭遇するの虞ある一層大なる強制(災害、疾病、老衰)を避けしむるにあり然れども今日の我國に強制保險を實施することには多少躊躇せざるを得ず目下の急務となす所は強制保險を實施するに非ずして保險を要する原因即ち工場危険、疾病等を除去するにあり疾病者の救助にして濟生會なるもの、設立を見たるも同會の事業は本末を誤れるものと云ふべし病氣に罹りたる者に救助を與ふるは猶ほ穴を設けて其れに落ちたるものを救助するが如し

京都帝國大學教授 法學博士 神戸正雄氏

強制は自助と一致し得るものなり自助に任せば自助し難き羽目に陥ることあり余は原則として國營強制保險を主張する者なり強制労働保險を今日の我國に實施するは本末の誤れるものなりと云ふ者あれど労働保險も労働者の遭遇する諸種の危険を除去するに必要ある一方策なり又財政上國營に反對する者あれども余は政府に餘裕ありと思ふ然れども之に對して多少の犠牲を要す此犠牲

すべし直ちに強制的主義を採らざるべからず遠き將來を論ずるは空論也着々として傷害疾病保險を實施すべし

是れにて労働保險問題に關する報告及討議を終り第一日の大會は閉會し(五時十分)六時より會員

は中央大學俱樂部にて懇親會を開きたり第一回の聽講者は會員以外に大凡三百名なり

社會政策學會第二回目は講演會にして前日と同分より開催したり出席者は前日と略同數なり午前中の講演の題目と講演者の氏名は左の如し

海運會社の積立金

早稻田大學教授 ドクトル、オプ 伊藤重次郎氏
労働保險の再保險に就て フヒロツフキヒ

日本國字の將來 東京高等商業學校教授 石川 文吾氏

午後講演者及論題は左の如し 貯金局長 法學士 下村 宏氏

救貧費に就て

慶應義塾大學教授 ドクトル、フ 星野 勉三氏
社會政策上の根本問題 ヒロツフキヒ

神戸高等商業學校教授 商學士 坂西 由藏氏

私法と社會政策

東京法科大學教授 法學博士 松本 丞治氏

米穀問題と社會問題

神戸高等商業學校 津村 秀松氏

財政の心理

京都法科大學教授 法學博士 神戸 正雄氏

右の講演終りて桑田博士簡單に閉會の辭を述べ
午後五時五分閉會したり講演の大略は左の如し

海運會社の積立金

伊藤重治郎氏

東洋汽船會社が船價償却金の積立を怠りたるに對して一株主が
訴訟を提起したるに裁判官は之が審理を爲すに當りて法文の末に
拘泥して經濟的觀察を等閑に附したるが如し余は海運會社が多額
の積立金を要するものなるを信じ下に其理由を開陳せんと欲す
海運會社が多額の積立金を要する理由は其利益が非常に不均
なりと一般に年々減少しつゝあるにあり今一個の實例を以て利益
の不平均を證せんに或る六千噸の汽船の一噸に對する一ケ年の純
益は千八百九十八年に二十六磅なりしが翌年には二十七磅となり
千九百年には三十三磅に暴騰し夫れより低下して二十五、十三、
九、十となり千九百六年には僅かに二磅に過ぎず是れは單に一例

を擧げたのみなるが他の船舶も同一の状態にあり今運賃率を調
査するに千八百七十年頃より九十年頃迄は或る一ケ年間運賃高か
ければ次の四年間は運賃低く千八百九十年以後は一年高ければ七
八年不景氣にして今日に有りては殆んど海運業の盛衰を豫測し得
ると云ふも過言に非ず是れは造船が海運の需用に適合せざるを以
てなり海運業の利益の年々減少しつゝあるは白星線汽船會社の
如き常に最大の配當をなすものにて其配當の十年毎に規則正し
く減少しつゝあるを見て明かなり此海運業の利益減少の理由は
(一)投機的營業の減少しつゝあると、(二)海運業には競争者多き
のみならず國民的競争の日に熾なると、(三)一般利率の低落とに因
るなり

海運會社は利益の一部を割きて船價償却と積立金に充つるもの
なるが兩者は頗る密接の關係を有し一方増加すれば他方は減少す
るの傾向あり或る海運會社は利益の無き年は船價償却金を積立せ
ずして利益のある年に至るも前に怠りたる船價償却金の積立を補
充せざることおれど之は不法と云はざるを得ず船舶は五年後には
其價值の五分の一を失ひ、七年後には三分の一、十一年後には二分
の一、二十年後には三分の二を失ふものなるを以て余は船價償却
金を以て積立金に非ずして經常費として利益の中より引去るべき
ものなりと信ず東洋汽船會社が過去五會計年度に亘りて船價償却
金の積立を怠りしは不當なり

然れども余の本日本主として論ぜんを欲する所は船價償却金に非
ずして積立金なり積立金には(一)法定積立金、(二)配當準備積立
金、(三)船舶改良積立金、(四)航路擴張積立金、(五)保險積立金
(六)船員手當積立金、(七)其他の諸種あれど余は此中最も重要な
るもの即ち配當積立金、船舶改良積立金、航路擴張積立金を論ぜ
んと欲す

前にも論ぜし如く海運會社の利益は不均なり例へば明治二十
八年に五割の利益を收めたる郵船會社は二十九年に米國、濠洲、歐
洲航路を開始したる結果として三十年には無配當となりたり商船
會社は二十八年には六割四分の純益ありたるも三十九年には漸や
く收支相償ふと云ふ状態に陥りたり外國汽船會社中にも無配當の
年なきものは殆んど皆無なり斯くの如く利益は頗る異なるを以
て多額の配當準備金を要するは明かなり次に船舶改良積立金は日
進月歩の造船業に備へんが爲必要なり例へば東洋汽船會社の天洋
地洋等の巨船は其設備の比較的完備せるを以て現今太平洋上の霸
權を握れるも數年間を出ずしてパナマ運河は開通され多數の競争
者を生じ照の輕重を問はるゝに至るべし現にハンブルグ・アメリ
カン汽船會社は太平洋航路を開拓せんと計畫しつゝあつ且つ加奈
太汽船會社等は天洋、地洋以上の大船を建造中なるを以て早晩東
洋汽船會社は船賃を引下ぐるか又は船舶を改良するの要あらん此
の理由の爲多額の船舶改良費を積立ざるべからず又或る會社が自

ら進取せざれば他の會社に優先を制せられて自己が退歩したると
同様の結果を生ずるに至るべし航海同盟なるものあれど同盟者以
外の會社の同盟に對する競争激烈にして同盟費率を保ち行くこと
は困難なり故に自己の地位を保有するのみにて餘程の努力を要
し常に新に航路を擴張することを努めざるべからず然し是には多
額の積立金を要す

適當なる積立金の多寡は資本金額、航路の種類、積荷の種類等
に依つて異なるならんも今數會社の資本金額及社債に對する其積
立金の比例を觀るに割當の最も多き會社は平均六割六分にして中
以上の配當をなす會社は平均一割二分五厘の積立金を有し最も配
當金の少なき會社の積立金は引分四厘なり因是觀之資本金及社債
に對して六割の積立金を有する會社は安全にして各會社は少な
く一割二分以上の積立金を要す

勞働保險の再保險に就て

石川 文吾氏

再保險は海上保險に最も多し其理由は保險金の多額なる危険
の性質が見込を付け難く且つ豫約保險の多き爲集中し易きとに依
る生命保險は危険の見込付け易く且つ集中の虞少なき爲再保險の
必要なし勞働保險は必ずしも生命保險と稱すべきものならぬと主
として一種の生命保險の一種として看做し得るものなり然れども
勞働保險には再保險の必要あり勞働保險は概して小口保險なるを

以て各個の保險に於ては再保險の必要なきも礦山、製造所の勞働者を一纏として保險するを以て常となす故危險の集中を免れず又普通の生命保險には豫約保險なきも勞働保險には豫約保險多し製造所等の職工は倉庫の貨物の如く毎日多少其人員を異にし従つて各個人に就き保險契約を結ぶは困難なるを以て雇主及保險會社間に豫約保險を契約するの要あり此點に於て勞働保險は貨物火災保險に類似す保險會社は雇主の報告に依りて始めて被保險者の員數を知るものなるを以て自己の豫期せざる危險の集中を生ずる虞あり故に之に備ふる爲再保險を必要とす勞働の再保險を要する第三の理由は危險の見込不精確なるにあり勞働保險の危險に三種あり(一)は勞働者の従事する事業の特有なる危險即ち客觀的若しくは物的危險なり(二)は被保險者の詐欺等の主觀的若しくは人的危險にして(三)は保險金の小額なるを以て止を得ず審査を全廢するより生ずる危險是れなり

斯くの如く勞働保險は再保險を要するものなるも此再保險の監督は頗る嚴重ならざるべからず再保險は一種の損害保險なるが我國に於ては生命保險と損害保險との兼業を禁ぜざるを以て生命保險會社に勞働保險の再保險を許し難し鬼に角民業には弊害多きを以て勞働保險の再保險は宜しく官業にすべし官僚主義には弊害多ければ余は普通の勞働保險の官營を希望するものに非ず然れども再保險の官營には被保險者と官吏との間に直接交渉の要なき故官僚

主義の弊害少なからん余は因之再保險の官營を希望するものなり

日本國字の將來

下村 宏氏

余は此問題を經濟學の見地より研究して多少言語學に貢獻し且つ一般國民に斯かる大問題の彼等の眼前に横はれるを知らしめんと欲す吾人に取りては外國語は頗る困難なるも外國人に取りては日本語に精通するは殆んど不可能のことなりん小麥の需用供給は世界的なるも米穀の需用供給の範圍は頗る限定せられ居ると同じく英語の効力範圍廣きに反し日本語の効力範圍は頗る狭し斯かる効力少なき日本語の習得に吾人は多大の精力を消費せざるを得ず特に難解不便を極めたる漢字の爲消す時間は頗る大なり此漢字將來に關しては種々の提言あり(一)は漢字効力論なり然れども之は一瞥の價值なし(二)は放任論なり放任するも實際に用おらるゝ漢字數は日々に減少すべしとの論なり此論は多少の根據あり(三)漢字數制限論なり(四)は畫の改廢論なり左れども是れも實行は頗る困難なり(五)は訓讀廢止論なり其は有力なる論なれど實行は難し

我國に於ける學生の一年に要する學費は平均百八十圓なり故に漢字の節約に依りて五年間教育を短縮することを得ば一人には學費を九百圓節約するを得べし余の概算する所に據れば我國に於ける兒童一人に對する費用は五歳迄は一箇月三圓、十七歳迄は

十圓、二十歳迄は十五圓、大學生時代には二十圓を要す故に一人の男子に對して出產の時より大學を卒業する迄に要する費用は元金にて合計金二千七百八十四圓にして之に五米の利子を加へて計算せば總計金四千三百二十二圓六十二錢七厘なり是に對する一箇月の利子は十八圓なり若し大學卒業生にして俸給の内より毎月十八圓を割き得るも漸やく投入されたる資本の利子を支拂ひ得るのみなり若し漢字の節約に依りて教育年數を二三年間短縮するを得ば當に必要なる資本額を減少するのみならず生産力を二三年間延長することを待べし

一時羅馬字會の隆盛を見たることあるも今は同會は下火なり最近流行の言文一致體は餘程の改良と看做すべし上田萬年氏の假名使の制限は大に歡迎せざるを得ず余は假名文と直譯體には大反對なり余が國字改良の最上方策として提言せんと欲するは(一)東京諸新聞紙が聯合して一定の方針を以て漢字數に制限を加へ、(二)小學校に於て隨意科として羅馬字を教へ以て他日羅馬字使用の便に備へ、(三)外國語を輸入したる時は原語の儘用ひて以て原語及譯語を併せ習得するの必要を免かれしむるにあり

救貧費に就て

星野 勉三氏

余は富豪が濟生會に寄附したる救貧費は果して必要なるものなるや否やを研究せんと欲す目下我國に於ける細民が困窮せるは事

實なり其理由は最近著しく物價の騰貴せるに加へて租稅負擔の不公平を生じたるを以てなり往時は地租と酒稅とは重なる租稅なりしを以て之に對する下等社會の負擔重からざりしが漸次日用品の課稅を見るに至り今日にては鹽の專賣、醬油稅、煙草稅、織物稅等の爲下等社會の負擔は其收入に比して過重なり我國に於ては租稅負擔の不公平を寛和する貨銀の最低標準の如きものなく且つ主として中流以上の負擔たるべき所得稅は累進稅を採るも脱稅多し又昔は家族相互の救助ありたるも今は其風習衰へたり自由放任主義の立場よりして救貧の必要なしと論ずるものあらんや之は辯駁するの價值なし極端なる社會主義も亦誤れり然れども其主張の一部は多少の根據あり吾人は社會の存在し居るが爲に存在し得又成功し得るものなり豪商なども政府と結託せば暴利を貪ぶることを得べし然れども政府は社會の一機關なるを以て豪商は社會に對して感謝せざるべからず要するに吾人は社會を尊重し社會の利益の爲に多少の犠牲を拂はざるを得ず富豪が救貧費を賺出するの義務を有するは富豪なるが爲に非ずして夫れには社會に對する義務を深き根柢を有するなり

社會政策上の根本問題

板西 由藏氏

社會政策の根本は人の問題なり社會政策會の目的は資本と勞働との調和を計るに在りとせるも是れは社會政策の消極方面にし

積極方面は人の問題なり現今の經濟組織は自由を許せども其結果は強者は弱者を虐待して無産者の階級は充分其生産能力を發揮することを得ず社會政策の積極的目的は慈善的救済的に非ずして最下級者をして生産能力を發揮せしむるに在り

労働時間の短縮は労働状態改善が消費者の利益なるは漸やく認められんとしつゝある労働者を慈善的に取扱ふは社會政策の根本的目的と相容れざるもの、如し労働保険を論ずるに當りて「救済」なる言葉を用ゐる者あるも是れは余の首肯し能はざる所なり社會政策の目的を達する有力なる手段は労働者の自助的結合なり生産的能力は根本的にして設備制度等は第二、第三の問題なり單に労働時間を減縮するも労働効程を増進するものなりと限らず發達したる技能ありて始めて労働効程を増加することを得べし要するに社會政策の根本的問題は人なり設備制度を活用するには發達せる労働者を要す而して此發達は普通教育の普及に俟たざるべからず通俗圖書館を設くるも亦一策なり

私法と社會政策

松本 丞治氏

社會政策の進歩は近年著しく一二の例を擧ぐれば地價増加税及労働保険等にして最近の科學の進歩に比して遜色を見ず之に反して私法の進歩は遅々たり進歩と看做し得べきものは千九百年の獨逸民法と千九百十二年より實施さるべき瑞西の民法とに多少社會

政策的規定を加味したる位のものにして殊に日本の民法は最も非社會政策的なり日本の民法は往昔の習慣的社會政策を悉く除去せるも夫れに代るべき新らしき政策を加へず

余は本日如何なる點に於て社會政策的規定を要するかの項目のみを擧げんと欲す此目的に最も便宜なる分類法として余は私法を分ちて(一)専ら人に關する法律、(二)専ら法人及團體に關する法律、(三)専ら財産に關する法律となす先づ人に關する私法中民法親族篇を就きて論せば(一)家族制度(親、養子)等、(二)婚姻制度(妻の地位、離婚等)、(三)親族關係(親權、親の義務、私生子、扶養の義務、相続、家督相続、遺産相続、一子相続制、均分相続制、遺言効力の範圍等)、(四)家産制度(差押を許さざる世襲財産)等に關し社會政策的規定を要するもの無数なり又法人及團體に關する法律中外部に對する關係(他を壓倒するトラスト、カルテルの如き)と内部の關係(小數者即ち弱者の保護)に付き種々の規定を要す財産法は之を分ちて(甲)物權、(乙)債權、(丙)無體財産權となし得べし無體財産權とは著作權、特許權、意匠權等の謂にして是等に關する規定は社會政策と密接の關係を有す例へば著作權の認め方は文士等に大なる影響を與ふるが如し次に物權は社會政策上の一大問題なり社會主義者は所有權を認めず然れども現今の社會は私有財産制度の上に立つを以て地上權等に於て弱者を保護する諸種の規定を要す又債權法は自由契約を原則となせど事實は此原則を應用

し難き點ありて弱者保護上二三の規定を設く利息制限法は其一例なり我國に於ては此制限法は金錢の貸借のみに適用さるゝも獨逸にては其應用擴し各種の契約中備用契約は無産者に取りては最も重要なるものなれど我民法には被雇人に關して何等の規定なし貸借契約に於て貸借人は弱者なるも其保護に關する規定は我民法には少なと運送保險契約に關しても大事業者が弱者を壓倒することを防ぐ規定なし又大事業者が顧客及び第三者に對する責任に關する規定少し事業主が使用人に對する責任に關する規定は工場法に一條あるのみなり要するに日本に於ては人命を輕視する傾向あり裁判官は社會政策的體度を以て訴訟を審判するを要す

米穀問題と社會問題

津村 秀松氏

最近に於ける社會の最も著しき現象は物價の騰貴なり物價の騰貴は主として食物の騰貴にして食物の騰貴は米穀の騰貴を意味す過去四十年間に米價は四倍せり日本人の食物中にて最も重要なものは米穀なるが日本に産する米穀は不足にして平年なれば毎年三四百萬石の外國米の輸入を要す南京米と日本米とは質を異にす

るを以て日本人は南京米を代用することを好まず日本人の日本米に對する執着心は甚だ強し又其他の外國米同様の理由に因り之を代用品となすことを得ざるのみならず日本米を外國に移植することをも不可能なり因是日本人は世界共通の食物を用ゆべしと論ずるものあれど之は言に易くして行ふに難し海外出稼人の二三年中に歸國するは日本に歸へれば米飯を食し得ると云ふことが慥かに重なる原因の一なり

日本は富國に非ざるを以て貧富の懸隔甚だしからず然れども其懸隔の生じつゝあるは事實なり日清戰爭前と日露戰爭後とは富の集中に甚だし懸隔あり若し當今發生しつゝある大富豪が米穀の買入を企てなば由々敷大事ならん又米國の大富豪が我國に於ける米穀と食物問題との關係を考究し米穀が最も買入に適せることを發見し買入を開始せざるとも計り難し左なきだに自然的に騰貴せざるを得ざる運命を有する米價が人意的に更に暴騰せしめらるゝに至らば我國民は憫れむべき状態に陥り米穀の不足は體質に影響を與へ延いて諸種の社會問題を惹起するに至らん

財政の心理

神戸 正雄氏

余が此論題を掲げたる理由は倫理的財政政策の研究は在るも心理的考究を試みるもの尠なき故一方に於ては多少此種の學理的研究をなし又他方には現今の増税に依りて生ずる弊害を如何にして矯正

せんかの實際問題を研究せんが爲なり

抑も心理學上より視たる財政問題に(一)財政上の意識作用と、(二)財政上の感覺作用とあり豫算の分取主義の如きは初めは意識作用なるが習慣の爲無意識作用となり終ると多し故に租税の感覺作用を論ずるに當りて先づ税の性質より始めん納税者は戦時税を平時税よりも軽く感じ、古き税を新らしき税よりも軽く、物税を人税よりも、間接税を直接税よりも、收入税を支出税よりも、富勞税を勤勞税よりも、享樂税を生産税よりも、奢侈品税を必需品税よりも、公平と信ずる税を不公平と信ずる税よりも軽く感ず

又課税の方法に就きて之を論ぜば一年に一回の課税は數回の課税よりも(農民は例外)、一回稅務官と交渉するを要する税は數回の交渉を要する税よりも、嚴重ならざる税は嚴重なる税よりも公平なる課税と思ふ方不公平と思ふよりも、又自己の競争者の脱税なき税は脱税ある税よりも軽く感ぜらるゝを常とす

課税以外の事情中の二三を論ぜば經費の不法支出を認めたる時又は自己のみに不利益なる支出ありたりと信じたる場合には租税は重く感じらるべし又官僚跋扈せる場合には民意を尊重する場合よりも重く感ずべし

之を納税者の立場より論ぜば貧困者は富豪より、絶對的費用を多く要する者は然らざる者よりも租税を重く感ずるならん又奢侈的の習慣を有する人は重く感じ公共心の厚き人は軽く感ず借財の返

濟期に迫れる者は重く感じ全體の景氣の良き時は軽く感ず

右の數點を根據として財政々策の最良方針を示せば(一)民意の尊重、(二)公共團體の經費を節減すること、(三)右の結果として減税すること(生産業税を軽くし富勞税及奢侈品税を重くすべし)(四)課税の公平、(五)國民經濟の發達に注意する等即ち是れ也

學 界 の 消 息

日 本

● ヴイルブラント教授の來朝 チイビンゲン大學にて經濟原論、經濟政策、社會主義等の講義を擔任せる

● ヴイルブラント教授は過般來朝東京に滞在して我國の農業信用組合の調査に従事せられつゝ、ありしが先月下旬開催の社會政策會例會に出席後

● 英領印度に向け出發さるゝと云ふ同教授は以前哲學を專攻せられたるも其後經濟學研究に身を委ぬるに至りたりと今回の來朝には夫人も同伴せるが夫人も亦哲學者なる由

● 高等商業學校の交換教授 東京高等商業學校及神戸高等商業學校間には銀行、海上保險、倉庫等の商業學分科の擔任教授を交換し一學年に一ヶ月

若しくは一ヶ月半程科外講義の委託をなさんとの議起り目下詮議中なるが協約成立次第交換の第一

著として神戸高商の教授内池廉吉氏は東京高商にて其專攻に係る倉庫論に關し數週間科外講義を試みらる筈なりと

● 京都帝國大學の新講師 日本經濟史專攻の瀧本誠一氏は昨秋京都帝大の囑託を受け其專攻學科を講義せられたり

● 財部靜治氏の留學 京都帝國大學助教なる同氏は今回統計學研究の爲め獨逸に遊學せられたり

● 統計集誌の改良 東京統計學會の機關雜誌なる同誌は高野博士主管の下に一大改良を加へ本年一月より科學的統計雜誌として發行すると云ふ

● 法科大學の新研究室 東京帝國大學法科にては今回擴大完備の研究室を新設し高野、ヴェンチヒ兩教授監督の下に統計學及び經濟學の研究の便を計ることゝなれり

● 堀江博士の著述 慶應義塾大學教授堀江博士は目下「中央銀行論」の著述に従事されつゝあり載する所は主として日英獨佛の中央銀行に關する博士